

会計アップデート

July 2019

EY
Building a better
working world

「大規模」非公開会社の財務報告基準の変更

オーストラリア政府は2018年11月、中小規模企業に対する財務報告の負担を軽減するため、2019年7月1日以降「大規模」非公開会社の財務報告に関する金額基準を引き上げることを発表しました。

「2019年会社修正(非公開会社の金額基準)規則(Corporations Amendment (Proprietary Company Thresholds) Regulations 2019)」(以下、「規則」)の目的は、非公開会社はその会計年度に「大規模」または「小規模」の非公開会社いずれに該当するかを決定するための金額基準を引き上げることにあります。

2019年7月1日に開始されるこの規則は、2019年7月1日以降に開始する会計年度について適用されます。例えば、12月決算の会社は2020年12月末期、3月決算の会社は2021年3月末期より適用されます。

大規模非公開会社	2019年修正前	修正後 (2019年7月1日)
連結収益	2,500万豪ドル以上	5,000万豪ドル以上
連結総資産	1,250万豪ドル以上	2,500万豪ドル以上
会計年度終了時点での従業員数	50名以上	100名以上

同規則では、会計年度に会社が「大規模」または「小規模」の非公開会社のいずれに該当するかを決定するための既存の基準を倍に引き上げる、新しい規則を規定しています。

新しい基準の下で、会社が以下の基準のうち最低でも2つを満たす場合、その会計年度において大規模非公開会社に該当します。

- ▶ 会社およびその会社が支配する事業体の会計年度の連結収益が5,000万豪ドル以上
- ▶ 会社およびその会社が支配する事業体の会計年度の終了時点での連結総資産が2,500万豪ドル以上
- ▶ 会社およびその会社が支配する事業体の会計年度の終了時点での従業員数が100名以上

同様に、会社が以下のうち最低でも2つを満たす場合、その会計年度において小規模非公開会社に該当します。

- ▶ 会社およびその会社が支配する事業体の会計年度の連結収益が5,000万豪ドル未満
- ▶ 会社およびその会社が支配する事業体の会計年度の終了時点での連結総資産が2,500万豪ドル未満
- ▶ 会社とその会社が支配する事業体の会計年度の終了時点での従業員数が100名未満

同規則では、「2001年会社規則(The Corporations Regulations 2001)」に新しい経過規定を盛り込み、非公開会社の金額基準引き上げが2019年7月1日以降に開始する会計年度について適用されることを規定しています。この経過規定は、6月決算以外の会社も含めすべての会社が2019/20年の会計年度以降この修正された金額基準を適用できるよう定められています。

この規則の下では、大規模非公開会社は年次財務報告、取締役報告書、および監査報告書のASIC(オーストラリア証券投資委員会)への提出が義務づけられており、それに加えて今後内部告発ポリシーの整備および運用が義務づけられる予定です。(*)

外国企業に支配されていない小規模非公開会社は、一般的に十分な財務記録の保持が義務づけられており、ASIC、または5%以上の株主からの指示があった場合のみ、財務諸表の提出または財務諸表の監査が義務づけられています。一方、外国企業が支配する小規模事業体(ただし、大規模グループ会社の一員ではない事業体)は、通常監査済財務諸表の作成および提出が(外国企業に支配されているため)義務づけられていますが、監査の免除が受けられる場合があります。

なお、これまで修正前の要件で大規模非公開会社に該当し、監査済財務報告書の提出が求められていた会社が上記会計年度から小規模非公開会社に移行することにより監査免除の対象となる場合、ASIC当局に監査免除の手続を行うことが必要となります。また、単体では小規模非公開会社に分類されても、オーストラリアに存在する他のグループ会社を含めると大規模非公開会社とみなされ、当該監査免除の対象外となる可能性があります。

*現時点ではASIC当局から内部告発ポリシーに関する要件が明確化されておらず、当局のウェブサイトによると2020年1月1日までは導入しないとされています。

当法人の財務報告チームは、ASICの財務報告要件、および関連のASIC規則に基づく監査免除の申請(適用可能な場合)に関して、企業を支援することが可能です。ご質問、お問い合わせは担当者までお気軽にご連絡ください。

本会計アップデートは一般的な情報を提供する目的で作成されており、法的助言を行うものではありません。本稿の内容に関連する事項については、正式な法的助言を別途受けた上で判断される必要があります。

Contacts



Sydney/Melbourne

石川達仁 Tatsuhiro Ishikawa
Partner, Assurance
+61 2 9276 9339
tatsuhiro.ishikawa@au.ey.com



Brisbane

渡辺登二 Toni Watanabe
Director, Tax
+61 2 9248 4771
toni.watanabe@au.ey.com



Perth

井上恵章 Shigeaki Inoue
Director, Tax, JBS Perth Leader
+61 8 9217 1296
shigeaki.inoue@au.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

About EY

EY is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promises to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in building a better working world for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. Information about how EY collects and uses personal data and a description of the rights individuals have under data protection legislation is available via ey.com/privacy. For more information about our organization, please visit ey.com.

© 2019 Ernst & Young, Australia.

All Rights Reserved.

PH1012918

ED None

This communication provides general information which is current at the time of production. The information contained in this communication does not constitute advice and should not be relied on as such. Professional advice should be sought prior to any action being taken in reliance on any of the information. Ernst & Young disclaims all responsibility and liability (including, without limitation, for any direct or indirect or consequential costs, loss or damage or loss of profits) arising from anything done or omitted to be done by any party in reliance, whether wholly or partially, on any of the information. Any party that relies on the information does so at its own risk. Liability limited by a scheme approved under Professional Standards Legislation.

ey.com